

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

- 1 件名 公共土木積算システム保守運用業務（ARIES）
- 2 業務内容 本市水道局で発注する工事等の積算においては、財政局管財部工事管理室が所管する「新土木工事積算システム」を使用しておりますが、例年、積算ミスによる入札延期や中止が発生し、事業執行にも一部影響が出ていることから、給水部においても積算時の積算妥当性の検証・再発防止に取り組んでいるところです。今日の積算は非常に複雑化・高度化が進んでおり、積算時には高い精度が求められております。本事業は民間で広く使用されている積算ソフトを導入し、積算時や開札時における本市の積算妥当性を精査するものであり、これらの作業の効率化につながることを期待されます。
- 3 業者特定 株式会社 コンピュータ・システム研究所 札幌営業所
- 4 特定理由 「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されております。また、本システムは、上記3で特定する業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能です。以上のことから、見積業者に上記3の業者を特定します。
- 5 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、上記業者を特定者とした随意契約とする。
- 6 参考 一般部局においても、同様の契約としています。

入札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第33-21-00007号		
件名	給水装置工事電子申請システム構築に係る工程管理支援業務		
入札(見積)年月日	令和8年4月1日 15時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	69,251,600円	主管課	33 給水装置課
	入札(見積)価格に、10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	(株)つうけんアドバンスシステムズ		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)つうけんアドバンスシステムズ		62,956,000					決定
備考							
複数年契約(令和8年度～令和10年度)							

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 給水装置工事電子申請システム構築に係る工程管理支援業務
- 2 事業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由

本業務は「給水装置工事審査受付の電子申請導入に係る基本検討業務」および「給水装置工事審査受付の電子申請導入に係る追加基本検討業務」（以降「基本検討業務」という。）の成果に基づき、給水装置工事電子申請システム構築業務（以降「構築業務」）の工程管理を支援する業務である。

上記事業者は、基本検討業務の受託者であり、当該業務を通じ、水道局の業務を広く調査・分析すると共に、インフラ基盤やセキュリティポリシーの策定を担う関係各所との協議に参画し、構築業務の調達仕様作成を支援しているため、業務内容を熟知している。

仮に、本業務を上記以外の者から調達する場合、基本検討業務の成果物を参考にできるとはいえ、水道局業務の理解及びインフラ基盤やセキュリティ対策等の諸条件の理解及び当該理解のための関係各所へのヒアリングや協議等の時間を要することから、構築業務のスケジュールにある、令和10年10月からの部分運用開始、令和11年度からの全運用開始に遅延が生じる可能性がある。

また、工程管理支援においては、基本検討業務への十分な理解のほか、その要件を的確に表現・評価するための専門的な知見が要求されるため、構築業務に係る十分な工程管理支援が成されないまま、プロジェクトが進行した場合には、構築途中の仕様変更やこれに伴う手戻りや追加コスト発生等のリスクが高まり、完成するシステムの品質にも多大な影響が及ぶことが懸念される。

以上のことから、本業務の履行にあたっては、当該事業者に特定することとしたい。

- 4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第33-21-00015号		
件名	上下水道料金システム改修業務		
入札(見積)年月日	令和8年4月1日 15時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	172,758,960円	主管課	33 給水装置課
	入札(見積)価格に、10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	BIPROGY(株)北海道支店		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉 金額
	第1回	最低 金額	第2回	最低 金額	第3回	最低 金額	
BIPROGY(株)北海道支店	157,053,600						決定
備考							
複数年契約(R8, R9年度)							

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 上下水道料金システム改修業務

2 事業者名 BIPROGY株式会社 北海道支店

3 特定理由

給水装置課では、令和8年度から給水装置工事の申請を電子で受け付ける給水装置工事電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）の構築を予定している。当該システムでは、申請手数料等の納付手段の拡充も検討している。

本業務は、電子申請システム構築に伴い、既存の上下水道料金システム（以下、「料金システム」という。）と機能連携させるための改修を行う業務である。この業務を的確に実施するためには、料金システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。

仮に、本業務を上記事業者以外から調達する場合、料金システム改修業務を検討した「水道料金システム影響調査業務」および「水道料金システム詳細影響調査業務」の成果物を参考にできるとはいえ、水道局業務および現行料金システムの理解や改修内容の把握等、関係各所へのヒアリングや協議等時間を要する。令和9年度末までに料金システム改修が完了しない場合、令和10年度の電子申請システム運用開始に遅延が生じる可能性がある。

また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから、他社では業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している事業者は、料金システムの開発者の上記事業者1社しか存在しない。

さらに、上記事業者は本業務の先行業務として、「水道料金システム影響調査業務」および「水道料金システム詳細影響調査業務」を受託している。

これらの業務を通じて、電子申請システムの導入に伴う料金システムへの影響範囲を既に調査済みであり、改修が必要な開発範囲を確定させている。

よって、本業務を遂行できるのは上記事業者以外にない。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。